

昭和三十三年政令第六十四号

一般国道の指定区間を指定する政令  
内閣は、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十二条の二第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間は、北海道の区域内に存する区間並びに別表上欄に掲げる路線名の一般国道の同表下欄に掲げる区間及びこれらの区間のうちのいずれかにおいて同表の当該区間に係る項の上欄に掲げる路線名の一般国道と重複する道路の部分有する一般国道で同表上欄にその路線名が掲げられていないものの当該重複する区間とする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

附則

（昭和三十五年五月三十一日政令第一三六号）

この政令は、昭和三十五年六月一日から施行する。

附則

（昭和三十六年四月二十五日政令第一一六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則

（昭和三十七年五月一日政令第一八五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則

（昭和三十八年五月一〇日政令第一六二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則

（昭和三十九年五月二〇日政令第一五九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則

（昭和四〇年三月二十九日政令第五九号）

この政令は、昭和四十年四月一日から施行する。

附則

（昭和四〇年五月二十七日政令第七四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則

（昭和四一年五月三〇日政令第一六二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則

（昭和四一年七月二十八日政令第二六八号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則

（昭和四二年七月三十一日政令第二一九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四三年六月二十五日政令第二〇号）  
この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四四年七月二十五日政令第二〇三号）  
この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年四月一日政令第五二〇号）  
この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四六年三月三〇日政令第六一号）  
この政令は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附則（昭和四七年四月二十八日政令第一一六号）  
この政令は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

附則（昭和四七年五月一日政令第一四四号）  
この政令は、昭和四十七年五月四日から施行する。

附則（昭和四八年四月二二日政令第七四号）  
この政令は、昭和四十八年四月十六日から施行する。

附則（昭和四九年四月一九日政令第一三三号）  
この政令は、昭和四十九年四月二十二日から施行する。

附則（昭和五〇年三月二七日政令第四六号）  
この政令は、昭和五十年四月一日から施行する。

附則（昭和五一年五月一〇日政令第一〇八号）  
この政令は、昭和五十一年五月十三日から施行する。

附則（昭和五二年四月一五日政令第六七号）  
この政令は、昭和五十二年四月十八日から施行する。

附則（昭和五三年三月三〇日政令第六三号）  
この政令は、昭和五十三年四月五日から施行する。

附則（昭和五四年四月六日政令第一〇四号）  
この政令は、昭和五十四年四月九日から施行する。

附則（昭和五五年四月五日政令第八一号）  
この政令は、昭和五十五年四月十日から施行する。

附則（昭和五六年四月七日政令第一二〇号）  
この政令は、昭和五十六年四月十三日から施行する。

附則（昭和五七年四月二三日政令第一一八号）  
この政令は、昭和五十七年四月十六日から施行する。

附則（昭和五八年四月五日政令第八八号）  
この政令は、昭和五十八年四月十一日から施行する。

附則（昭和五九年四月二一日政令第九一号）  
この政令は、昭和五十九年四月十六日から施行する。

附則（昭和六〇年四月九日政令第一〇二号）  
この政令は、昭和六十年四月十五日から施行する。

附則（昭和六一年四月七日政令第一一四号）  
この政令は、昭和六十二年四月十二日から施行する。

附則（昭和六二年五月二一日政令第一七一号）  
この政令は、昭和六十二年五月二十九日から施行する。

附則（昭和六三年四月八日政令第二二一号）  
この政令は、昭和六十二年四月十一日から施行する。

附則（平成元年五月二九日政令第一五六号）  
この政令は、平成元年六月一日から施行する。

附則（平成二年六月八日政令第一五一号）  
この政令は、平成二年六月十四日から施行する。

附則（平成三年四月二二日政令第一三七号）  
この政令は、平成三年四月十五日から施行する。

附則（平成四年四月一〇日政令第一四八号）  
この政令は、平成四年四月二十日から施行する。

附則（平成五年四月一日政令第一三六号）  
この政令は、平成五年四月八日から施行する。

附則（平成六年七月二九日政令第二五四号）  
この政令は、平成六年八月一日から施行する。

附則（平成七年五月二四日政令第二一八号）  
この政令は、平成七年六月一日から施行する。

附則（平成八年五月三一日政令第一七二号）  
この政令は、平成八年六月七日から施行する。

附則（平成九年四月一日政令第一五六号）  
この政令は、平成九年四月十日から施行する。

附則（平成一〇年一〇月二日政令第三一六号）  
この政令は、平成十年十月十二日から施行する。

附則（平成一一年四月二三日政令第一四九号）  
この政令は、平成十一年四月三十日から施行する。

附則（平成一二年五月八日政令第二二二号）  
この政令は、平成十二年五月十五日から施行する。

附則（平成一三年六月一日政令第一九一号）  
この政令は、平成十三年六月八日から施行する。

附則（平成一四年五月七日政令第一六六号）

この政令は、平成十四年五月九日から施行する。

附 則 (平成十五年五月二八日政令第二三五号)

この政令は、平成十五年六月四日から施行する。

附 則 (平成十六年九月一〇日政令第二六八号)

この政令は、平成十六年九月二十一日から施行する。

附 則 (平成十六年十一月一九日政令第三五八号)

この政令は、平成十六年十一月二十七日から施行する。

附 則 (平成十八年三月二七日政令第六七号)

この政令は、平成十八年三月二十九日から施行する。

附 則 (平成十九年二月二一日政令第二五号)

この政令は、平成十九年三月一日から施行する。ただし、別表二十三号の項、百一号の項、百八号の項、百二十六号の項及び百五十六号の項の改正規定は同年二月二十六日から、同表百六十三号の項の改正規定は同年三月十二日から、同表二百七十一号の項の次に一項を加える改正規定は同年八月十八日から施行する。

附 則 (平成十九年二月七日政令第三五五号)

この政令は、平成十九年十二月十四日から施行する。ただし、別表三百三十号の項の改正規定は同年七月十七日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月二一日政令第五七号)

この政令は、平成二十年三月三十日から施行する。

附 則 (平成二一年三月二三日政令第五〇号)

この政令は、平成二十一年三月二十六日から施行する。

附 則 (平成二二年五月二七日政令第一四〇号)

この政令は、平成二十二年六月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月二二日政令第二六号)

この政令は、平成二十二年三月十四日から施行する。

附 則 (平成二三年三月三〇日政令第四五号)

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年三月二二日政令第五〇号)

この政令は、平成二十四年三月二十四日から施行する。ただし、別表百十三号の項の改正規定は同年二月二十九日から、同表二十五号の項及び二十六号の項、百六十五号の項並びに三百七十五号の項の改正規定は同年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年一〇月二二日政令第二五五号)

この政令は、平成二十四年十月十七日から施行する。

附 則 (平成二五年三月二二日政令第六八号)

この政令は、平成二十五年三月二十三日から施行する。ただし、別表百五十八号の項の改正規定は、同年二十四日から施行する。

附 則 (平成二五年六月二二日政令第一八六号)

この政令は、平成二十五年六月二十三日から施行する。

附 則 (平成二六年三月一九日政令第六六号)

この政令は、平成二六年三月二十三日から施行する。

附 則 (平成二六年一〇月三一日政令第三五二号)

この政令は、平成二六年十一月三日から施行する。

附 則 (平成二七年二月二五日政令第五五号)

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、別表百八号の項、百五十八号の項及び三百三十号の項の改正規定は同年三月一日から、同表三百七十五号の項の改正規定は同年五月十五日から施行する。

附 則 (平成二七年四月二二日政令第二一九号)

この政令は、平成二十七年四月二十九日から施行する。

附 則 (平成二八年三月一八日政令第六八号)

この政令は、平成二十八年三月二十一日から施行する。ただし、別表四十八号の項、百九十

一号の項及び二百三十三号の項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年七月二七日政令第二六三号)

この政令は、平成二八年七月三十日から施行する。

附 則 (平成二九年三月二四日政令第四四号)

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、別表百十三号の項の次に次のように加える改正規定は、同年三月二十六日から施行する。

附 則 (平成二九年七月五日政令第一八二号)

この政令は、平成二十九年七月八日から施行する。

附 則 (平成三〇年三月七日政令第四三三号)

この政令は、平成三十年三月十日から施行する。ただし、別表四十七号の項の改正規定は同年四月十八日から、同表百六十一号の項の改正規定は同年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年一月九日政令第三〇九号)

この政令は、平成三十年十一月十一日から施行する。

附 則 (平成三一年一月二三日政令第九四号)

この政令は、平成三一年一月二十六日から施行する。

附 則 (平成三一年三月一日政令第三一三号)

この政令は、平成三十一年三月三日から施行する。ただし、別表百一号の項の改正規定は同年二月二十六日から、同表百十三号の項の改正規定は同年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年二月二〇日政令第一九三号)

この政令は、令和元年十二月二十二日から施行する。

附 則 (令和二年三月二三日政令第五一四号)

この政令は、令和二年四月一日から施行する。この政令は、令和三年三月一九日政令第四八号)

別表  
路線指定区間

一 号	東京都中央区日本橋から大阪市北区梅田一丁目三番まで(横浜市西区浜松町六十六番から同市戸塚区柏尾町字尾崎台四百四十七番を経て同区上矢部町字坂本二千九百二十八番まで、同区柏尾町字尾崎台四百四十七番から同区戸塚町四千九百七十七番を経て同区戸塚町字十ノ区二千二十八番の一まで並びに小田原市風祭字壙下百五十七番二から神奈川県足柄下郡箱根町湯本字下耕地三十二番一及び同町大字宮の下四十七番を経て同町箱根字畑引山三百八十一番三までを除く。)
二 号	大阪市北区梅田一丁目三番から北九州市門司区老松町三番一まで(明石市立石一丁目四番一から同市魚住町清水字井桶田二千四百九番一及び姫路市本町二百四十一番を経て兵庫県揖保郡太子町山田字美之路五百九十一番二まで、福山市神村町字伊勢山下六千番二から尾道市正徳町五百三十五番七を経て同市福地町六百二十番一まで、同市正徳町五百三十五番七から三原市糸崎八丁目百六十七番二十三を経て同市糸崎八丁目二百六番二まで並びに広島市西区庚午北一丁目四百八十八番一から同市佐伯区海老園二丁目三百十番三を経て廿日市市地御前五丁目千九百二十九番二十一までを除く。)
三 号	北九州市小倉北区砂津二丁目三十一番三から鹿児島市城山町一番の一まで
四 号	東京都中央区日本橋から青森市長島二丁目十番二まで
五 号	東京都中央区日本橋から仙台市宮城野区日の出町二丁目三番二十七まで
六 号	東京都中央区日本橋から仙台市宮城野区日の出町二丁目三番二十七まで
七 号	新潟市中央区本町通七番町千五十四番二から青森市長島二丁目十番二まで
八 号	新潟市中央区本町通七番町千五十四番二から京都市下京区烏丸通五條下る大阪町三百七十一番一まで
九 号	京都市下京区烏丸通五條下る大阪町三百七十一番一から下関市竹崎町四丁目一番三まで
十 号	北九州市小倉北区砂津二丁目三百二十一番三から鹿児島市城山町一番の一まで

十一	德島市からどき橋一丁目一番一から松山市二番町四丁目七番二まで
十三	福島市杉妻町十八番四から秋田市川尻町字大川反二百三十三番七まで
十四	東京都中央区日本橋から千葉市中央区登戸一丁目十九番九まで(東京都江戸川区松島一丁目二千五百四十五番一から市川市八幡一丁目五百四十八番一、船橋市本町三丁目二千三百十五番八及び習志野市谷津町二丁目三百二十九番を経て千葉市花見川区幕張本郷一丁目三十六番四までを除く。)
十五	東京都中央区日本橋から横浜市神奈川区栄町二番九まで
十六	横浜市西区桜木町七丁目四十一番二十一から富津市富津字東町千五百三番の一まで及び横須賀市走水二丁目千六百十九番一から横浜市西区桜木町七丁目四十一番二十一まで
十七	東京都中央区日本橋から新潟市中央区本町通七番町千五百四十四番二まで
十八	高崎市並榎町四百五十七番六から上越市大字下源入字橋向二百十二番一まで(安中市松井田町横川字柵の内五百二十九番甲の一の乙から長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢東八番三を経て同町大字長倉字才の川原五千三百三十六番の一までを除く。)
十九	名古屋市中区熱田区神宮二丁目千九百九十九番から長野市大字西尾張部字若宮北二百四十四番四まで
二十	東京都中央区日本橋から塩尻市大門泉町千二百番六まで
二十	瑞浪市明世町山内字西洞五百九十六番一から米原市米原千四百一十一番まで
二十	名古屋市中区熱田区神宮二丁目千九百九十九番から岐阜市西郷新所一丁目二十三番まで
二十	豊橋市東細谷町字境川二十三番二から伊勢市宇治今在家町字作楽百二十番一まで(豊橋市西浜町九番一から蒲郡市大塚町南向山十五番三及び愛知県額田郡幸田町大字須美字西迫三番五を経て同町大字須美字牛ノ松三十番一までを除く。)
二十	京都市下京区烏丸通五條下る大阪町三百七十四番十一番二から和歌山市小松原通一丁目二番まで
二十四	日南市大字塩浜字八幡百十七番の一から大阪市浪速区難波中一丁目六番五まで(亀山市関町新所字権現千四百二十七番の一から

二十	大阪市浪速区難波中一丁目六番五から和歌山市小松原通一丁目二番まで
二十	敦賀市樋の水町十二番一から京都府船井郡京丹波町蒲生八ツ谷四十六番十三まで
二十	神戸市長田区梅ヶ香町二丁目四十三番から徳島市からどき橋一丁目一番一まで(明石市中崎二丁目九十五番一から淡路市岩屋字片浜千四百四十四番六十まで及び南あわじ市福良字築地町甲千五百三十番十一から鳴門市撫養町大桑島字津岩浜五十三番五までを除く。)
二十	姫路市太市中字境谷九百八番一から鳥取市九号秋里字敷ケ土七百三十六番一まで
三十	岡山市北区表町三丁目十九番百一から高松市中新町十一番一まで(玉野市築港一丁目七千三百五十二番十一から高松市北浜町六番二までを除く。)
三十	広島県安芸郡海田町南堀川町千三百十五番一から呉市本通二丁目一番十五まで
三十	高松市中中新町一番一から高知市本町五丁目百四十四番まで
三十	高知市本町五丁目百四十四番から松山市二番町四丁目七番二まで
三十	鳥栖市永吉町字本川七百八十八の一番から長崎市江戸町二番二まで
三十	武雄市武雄町大字武雄字永松五千八百三十三番六番の一から佐世保市八幡町五十一番一まで
四十	名古屋市中東区泉二丁目二千七百五番から富山市金泉寺六十五番の一まで
四十	浜松市西区篠原町字札木前二万七九百九十八番一から和歌山市小松原通一丁目二番まで(湖西市新居町浜名字西千木千八百九十番五から同市白須賀字宿南千五百六十番一を経

四十	大阪市西成区出城一丁目一番一から神戸市灘三号区岩屋南町三番まで
四十	仙台市青葉区本町三丁目九番二から青森市五号長島二丁目十番二まで
四十	盛岡市志田十五地割二十七番十二から秋田県市川尻町字大川反二百三十三番七まで
四十	仙台市宮城野区日の出町二丁目三番二十七号から酒田市東町二丁目一番一まで
四十	仙台市青葉区大町二丁目十三番十二から山形市飯田西四丁目四百四十一番五まで
四十	いわき市常磐上矢田町沼平二十三番一から九号新潟市中央区明石二丁目七十八番一まで
五十	前橋市本町一丁目一番の一から水戸市三の丸一丁目十二番まで
五十	千葉市中央区中央一丁目六番十から水戸市一三の丸一丁目十二番まで
五十	静岡市清水区興津中町字弁天前六百二十二番番一から甲府市丸の内二丁目六百三番まで
五十	岡山市北区南中央町二番百二十九から鳥取市西町一丁目百一番まで
五十	広島市中区大手町四丁目七番から松江市雑四号賀町字津田海道百八番一まで
五十	徳島市からどき橋一丁目一番一から高知市五号本町五丁目百四十四番まで
五十	高知市本町五丁目百四十四番から松山市二番町四丁目七番二まで
五十	大分市中央町四丁目五番から宇城市三角町七号三角浦字首入千五百五十九番四十三まで及び島原市湊町四番から長崎市江戸町二番二まで
五十	鹿児島市山下町五番一から同市名山町十二番八番一まで及び沖繩県国頭郡国頭村字奥新田原五百四十一番の一から那覇市奥武山町五十一番まで
百一	青森市長島二丁目十番二から同市浪岡大字大釈迦字沢田百十三番二十まで、同市浪岡大字徳才字山本百五十五番五十九からつがる市柏稲盛岡本九十七番一まで(五所川原市大字福山字広富二百八番一から同市字本町三十六番七を経てつがる市柏稲盛岡本九十七番一までを除く。)、つがる市木造越水長谷川百六十二番四から青森県西津軽郡鯉ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸三百八十四番六まで(同市木造越水長谷川百六十二番四から同郡

百八	石巻市蛇田字下中塚三十三番六から大崎市鳴子温泉字新屋敷十八番八まで及び湯沢市横堀字六郎川原六十八番四十九から同市上院内字釜ノ上十四番一まで
百十	山形市飯田西四丁目四百四十一番五から鶴岡市美咲町二十番二十五まで(山形県西村山郡西川町大字月山沢字上野二百四十一番二百三十五から同町大字月山沢外三字月山外十八国有林百六十六林班く小、同町大字月山沢外三字月山外十八国有林百六十二林班ろ小、鶴岡市田表俣字六十里山国有林七十五林班ろ小、同市田表俣字六十里山国有林七十五林班れ小、同市田表俣字六十里山国有林七十二林班れ小、同市田表俣字六十里山国有林七十二林班に小、同市田表俣字六十里山国有林七十一林班に小、同市田表俣字清水尻九十二番までを除く。)
百十	新潟市中央区本町通七番町千五百四十四番二から同区万代三丁目二千四百五十二番九まで及び村上市坂町字笹谷三千五百二十八番三から山形県東置賜郡高島町大字深沼字舟入千六百二十六番三まで
百十	相馬市粟津字長沢八十九番一から福島県伊達郡桑折町大字松原字中島四十一番一まで(相馬市山上字山岸十三番二から同市山上字遠藤百六十二番六、同市山上字円淵九番一、同市山上字落合一番一、同市東玉野字ウツ沼四十五番十及び伊達市霊山町掛田字西陣場七番二を経て同市霊山町下小国字荒屋敷五番七までを除く。)
百十	柏崎市大字長崎字本合四百五十七番の二から新潟市中央区本町通七番町千五百四十四番二まで

百二 山武市松尾町谷津字平台百三十番三から千 十六葉市若葉区加曾利町六十五番一まで（東金 市山田字坂東二百十八番三から同区野呂町 二百八十四番三を経て同区加曾利町七十番 六までを除く。）	百二 館山市北条字八下地七百二番五から木更津 十七市桜井字内田十四番の三まで	百三 富士吉田市上吉田七丁目六百六十九番一か 十八ら御殿場市東山字石橋二百八十五番三まで 及び小田原市風祭字壙下百五十七番二から 同市本町一丁目百十五番四まで	百三 富士市蓼原字用水堀東七百二十五番一から 十九大月市駒橋一丁目字大原九百十一番一まで （富士吉田市上吉田六丁目七十三番一から同 市下吉田字新田五千五百四十三番の三まで を除く。）	百五 名古屋市中区白区植田西三丁目千二百二十四番 十三から飯田市東東百三十六番六まで	百五 知立市上重原町丸山百五十五番五から瀬戸 十五市東茨町三十三番まで	百五 岐阜市西新所一丁目二十三番から郡上市 十六白鳥町向小駄良字内田七百七十五番二まで 及び砺波市庄川町小牧字矢ヶ瀬七十一番八 から高岡市上四屋六百六十三番の一まで	百五 金沢市青草町八十八番から白山市白山町二 十七百六十三番まで	百五 福井市重立町三十字上沖田二十六番五から 十八郡上市白鳥町為真字小向イ千九百十四番一 まで（福井市成和一丁目三千百十六番から 同市大宮町二十七字茶山十八番一、大野市 西勝原三十六字城之山二番一、同市西勝原 三十七字宝仙山一番十、同市朝日二十六字 村島並三番三、同市長野三十二字五郎畑六 番四、同市下半原六十二字落合山一番一、 同市上半原三十五字北深瀬一番百二十四、 同市東市布二十四字サルバナ一番十一、同 市東市布四字上市布一十番四、同市東市布 二十一字鮭ヶ洞一番一、同市東市布式〇字 阪ノ谷一番一、郡上市白鳥町向小駄良字向 平千二百五十四番二、同市白鳥町向小駄良 字大藤路千二百五十三番百七、同市白鳥町 向小駄良字大藤路千二百五十三番四百九十	四、同市白鳥町向小駄良字大藤路千二百五 十三番二百五十八、同市白鳥町向小駄良字 大藤路千二百五十三番二百一十一及び同市白 鳥町向小駄良字藤路洞千二百四十九番一を 経て同市白鳥町向小駄良字下モ巾六十五番 二までを除く。）、郡上市白鳥町向小駄良字 下モ巾六十五番二から同市白鳥町向小駄良 字内田七百七十五番二まで及び高山市清見 町夏殿字西ヶ洞千七百七十七番三から同市丹 生川町坊方字宮ノ前五百四番二まで（同市 清見町夏殿字クゴタ千五百一十番一から同市 清見町夏殿字野首九百四十二番六、同市清 見町夏殿字北平五百九十七番一、同市清見 町牧ヶ洞字昌蒲田四千三百二十九番一、同 同市上岡本町四丁目百十九番一及び同市丹 生川町坊方字林作十八番四を経て同市丹生 川町坊方字宮ノ前五百四番二までを除く。）	百五 七尾市川原町十八番から高岡市四屋八百五 十九番八番まで	百六 七尾市川原町十八番から高岡市四屋八百五 十九番八番まで	百六 敦賀市樋の水町十二番一から大津市横木一 十一丁目字北上ヶ田六百八十九番一まで	百六 大阪市北区梅田一丁目三番から木津川市山 十三城町上狛四丁目八番三十まで	百六 大阪市浪速区難波中一丁目六番五から橿原 十五市八木町一丁目五百三十五番一まで	百七 京都市南区四ツ塚町七十五番一から神戸市 十一中央区小野柄通七丁目三百五番まで	百七 明石市立石一丁目二番三から丹波市水上町 十五横田字中ら堂六百二十六番十四まで及び福 知山市字堀小字上高田二千七百七十一番四か ら同市字牧小字市場四百五十五番二まで	百七 福知山市字牧小字高ノ戸屋四百六十九番一 十六から同市字堀小字今宮二千二百十八番まで 及び西宮市山口町下山口一丁目九十六番か ら宝塚市栄町三丁目百八十六番まで	百八 岡山市北区南中央町二番百二十九から総社 十市種井字内宮九百七十五番一まで及び米子 市陰田町千五百二十五番一から松江市雑賀 町字津田海道百八番一まで 百八 呉市本通二丁目一番十五から竹原市忠海東 十五町四丁目四百十八番七まで	百八 岩国市麻里布町一丁目十三番六から下松市 十八望町一丁目六十三番一まで	百九 山口市江崎字和井田二千六百八十六番一か 十号ら山陽小野田市大字植生字傍示一万八千八 百二十一番三まで	百九 下関市竹崎町四丁目一番三から同市豊北町 十一大字北字賀字箕ノ腰一万四千四百二十番一ま で、長門市西深川字四ノ椎ノ木道祖一万五 百八十七番一から益田市市安佐北町二百八十 一番二まで及び広島市安佐北区可部南一丁 目百二十番六から同市中区大手町四丁目七 番まで	百九 西条市大字小川百九十四番十から徳島市 十二徳島本町一丁目二番二まで	百九 松山市大手町一丁目一番六から西条市小松 十六町新屋敷字新宮原甲千八百六十番五まで	二百 福岡市博多区堅粕一丁目六十七番から佐世 二保市田の浦町五番十二まで	二百 福岡市東区松島五丁目九区五番一から福岡 一号京都市都府郡田大字二崎字五ノ坪二百三十 番二まで	二百 福岡市博多区堅粕一丁目六十七番から佐世 二保市田の浦町五番十二まで	二百 唐津市和多田西山四千五百四十四番一から 三号佐賀市日の出二丁目四十六番一まで	二百 佐世保市大塔町六番一から長崎県東彼杵郡 五号東彼杵町彼杵宿郷字江頭七百五十三番四ま で	二百 熊本市中央区水道町一番十九から佐賀市南 八号佐賀一丁目二百四十二番三まで	二百 大牟田市有明町二丁目一番十二から久留米 九号市東町四十二番の十三まで	二百 久留米市東櫛原町字太田二千八百五十四番 十号二から大分市大字宮崎字スカワ六百七十五 番一まで	二百 宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折字末市一 十八万三千九百八十三番一から同町大字七折字 高野一万三千二十二番一まで及び延岡市北 方町蔵田字小原辰四百二十一番一から同市 高野町六十七番四十まで（同市北方町蔵田	字小原辰四百二十一番一から同市北方町川 水流字新地卯七百三十五番一を経て同市舞 野町千四百六十九番十八までを除く。） 二百 宮崎市楠通東三丁目百二十五番から霧島市 二十国分敷根字松崎百四十三番一まで	二百 垂水市大字海瀉字新道二千六百五番の一か 二十ら鹿兒島市桜島横山町三十八番一まで及び 四号同市泉町十七番の八から同市山下町四番の 一まで	二百 枕崎市西本町二百五十六番から鹿兒島市城 二十山町一番の一まで	二百 指宿市十二町字柴山四百八十七番一から鹿 六号 二百 児島市城山町一番の一まで	二百 東京都千代田区永田町一丁目一番五から沼 四津市大岡字下耕地二千七百六十八番の三ま 六号で（東京都世田谷区玉川二丁目千五百七番 三から川崎市高津区二子一丁目二千四百十 一番一を経て同区二子一丁目一番三までを 除く。）	二百 東京都文京区本郷二丁目三百六番二十七か 五十ら同都練馬区旭町三丁目五百六十四番一ま 四号で及び川越市新宿町二丁目十九番の一から 同市大字大仙波字弁天前三百二十八番の一 まで	二百 大垣市薬田町一丁目六十八番一から桑名市 五十大字小貝須字柳原四百六十番一まで	二百 小田原市板橋字五反歩二百九十二番三から 七号厚木市酒井字原田二百三十八番九まで	二百 釜石市甲子町第十三地割二百五十九番一か 八号ら遠野市綾織町新里二十八地割二十九番一 三号まで（釜石市甲子町第七地割百五十四番十 二から同市甲子町第七地割百七十一番一、 同市甲子町第四地割二百二十六番九及び同 市甲子町第一地割九十番二十二を経て遠野 市上郷町平野原三三三番二までを除 く。）	二百 和光市新倉七丁目千六百三十九番一から市 九十 八号 九号 十号 川市高谷二千十八番一まで
--	--	---	--	--	---	--	--	--	--	--------------------------------------	--------------------------------------	---	--	---	---	--	---	---	---	--	---	--	---	--	--	--	---	---	---	---	--	---	--	--	---	---	--	--	---	--	---	---

